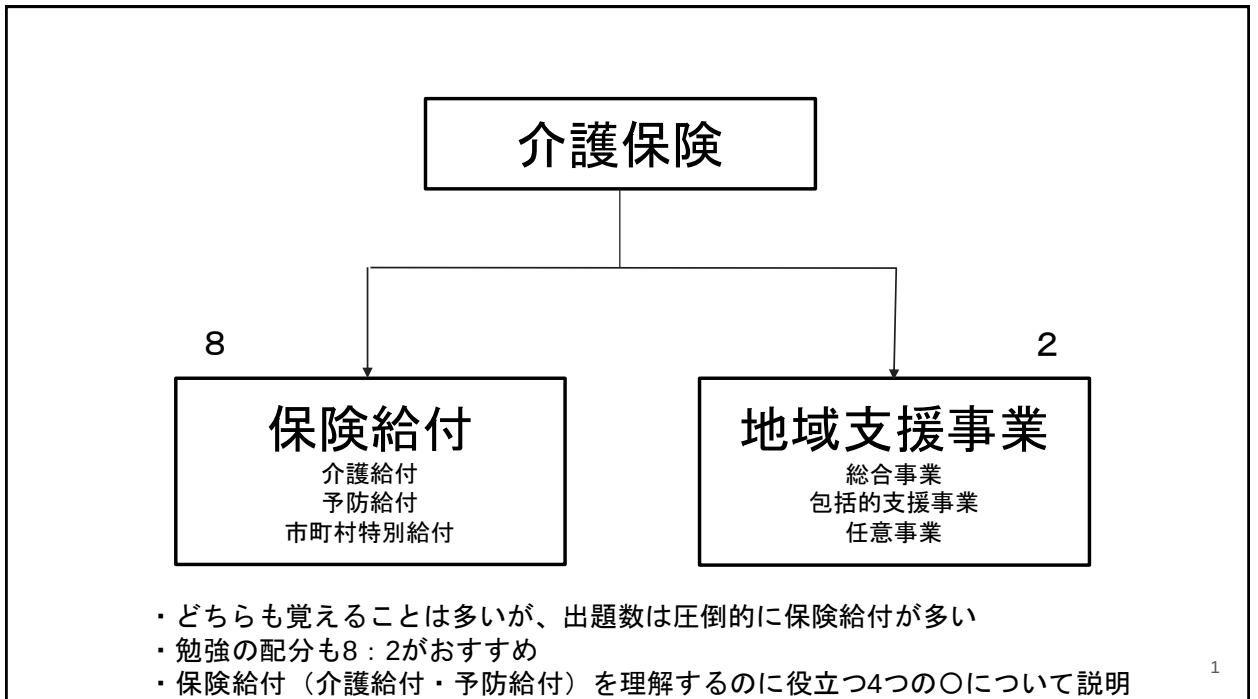
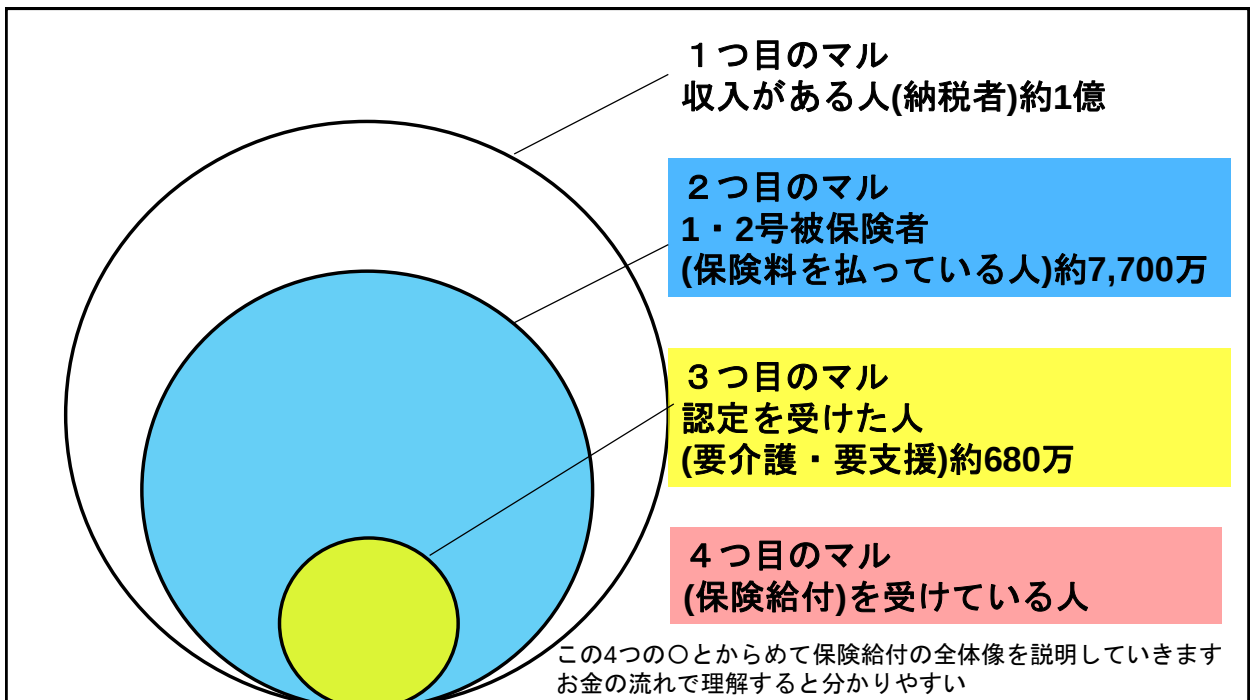
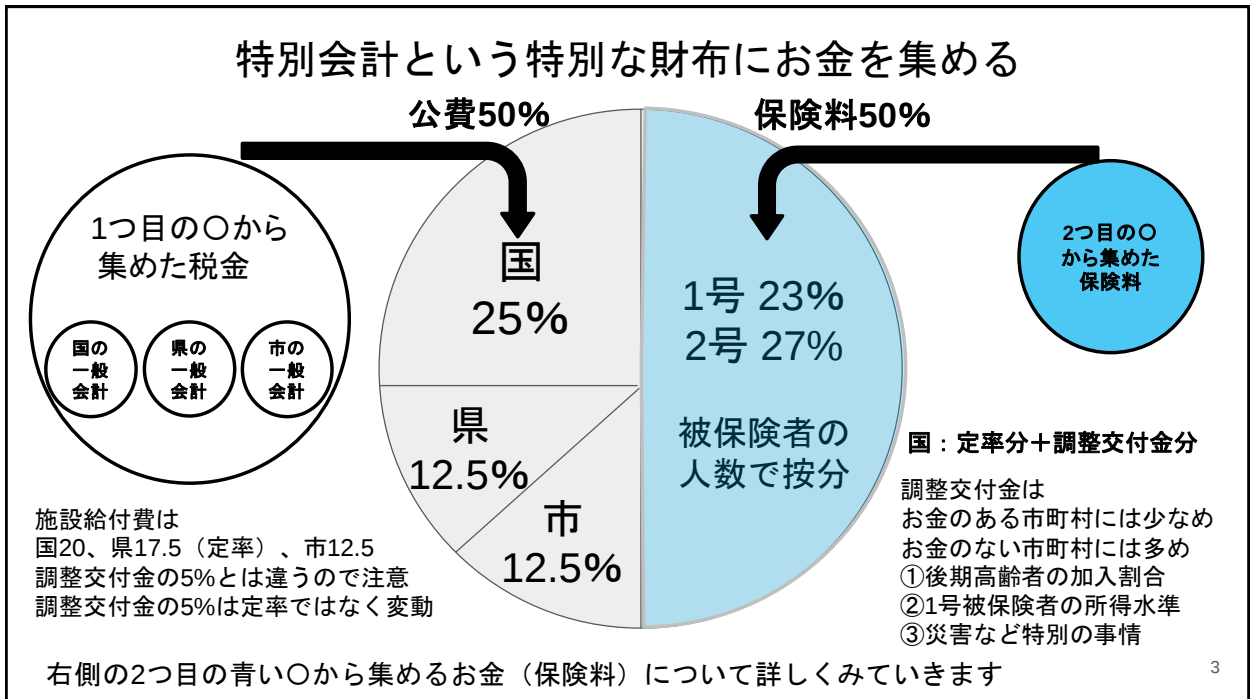




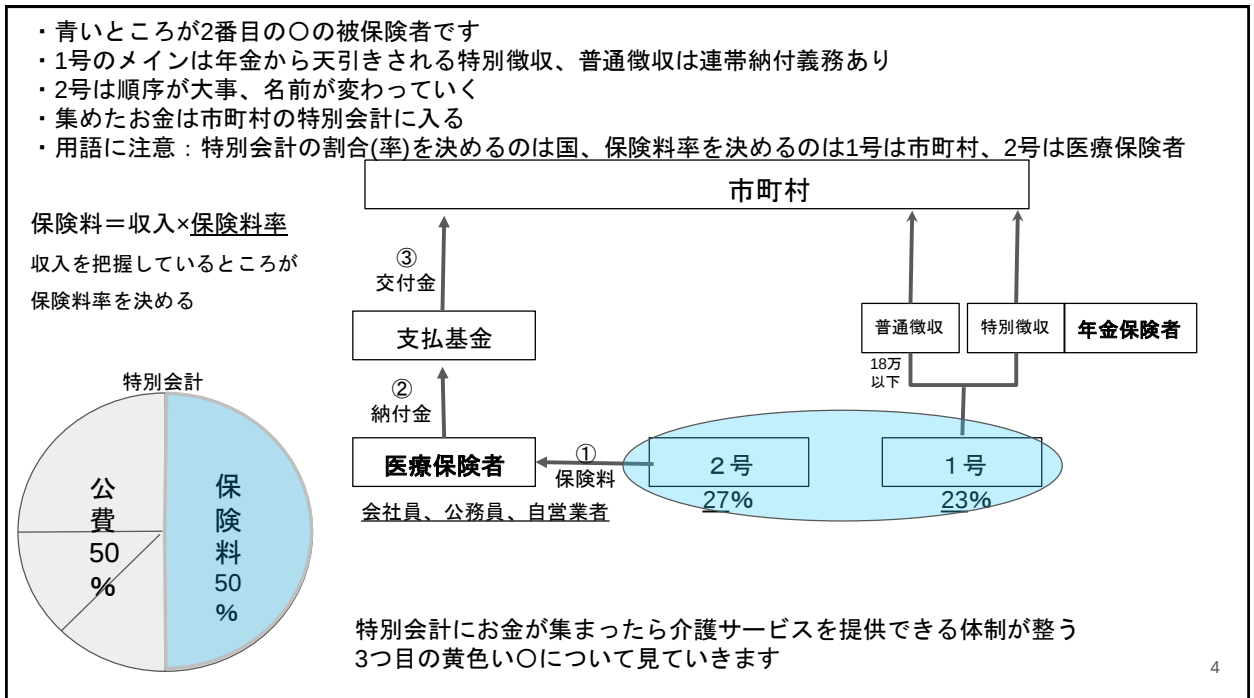
1



2

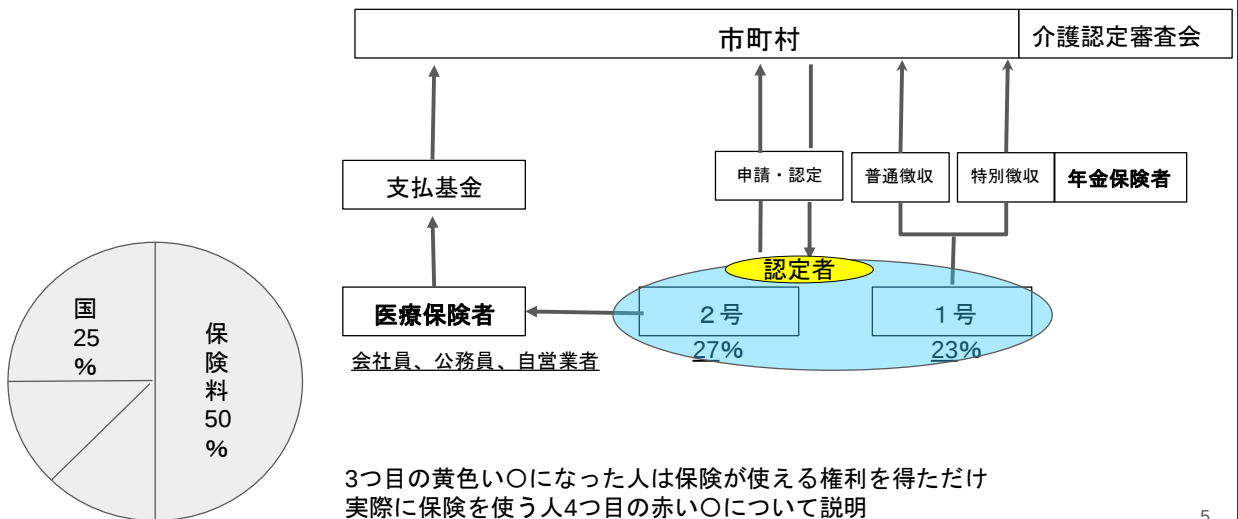


3



4

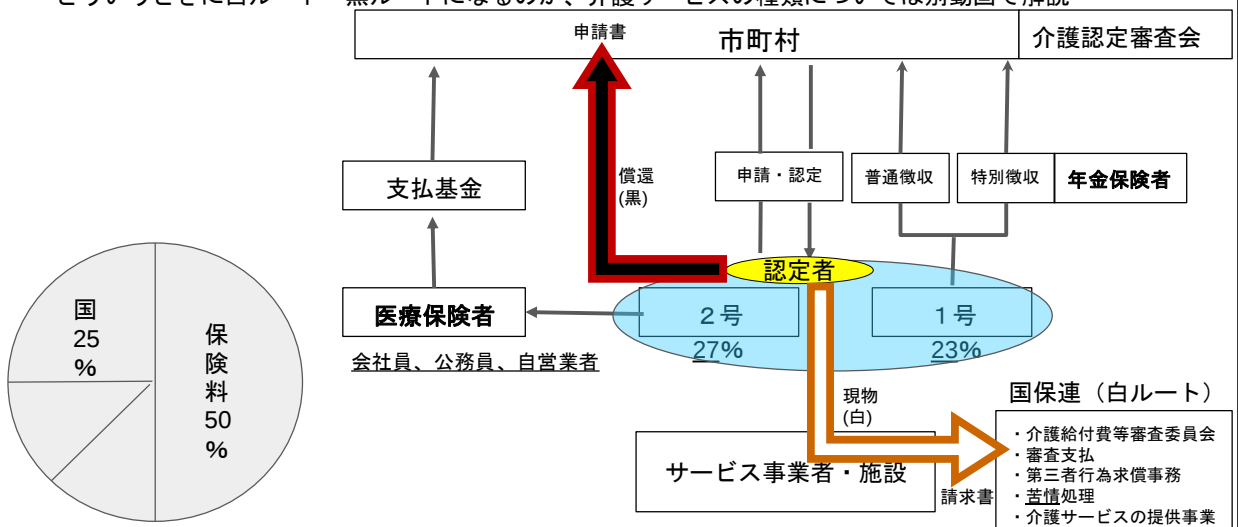
- ・2つ目の青い○の中で、保険で介護サービスを受けたい方（保険事故）が市町村に要介護・要支援認定を申請
- ・市町村は認定調査をして、介護認定審査会に審査判定を依頼
- ・市町村が認定するとが3つ目の黄色い○の要介護・要支援認定者となる（約680万人）



5

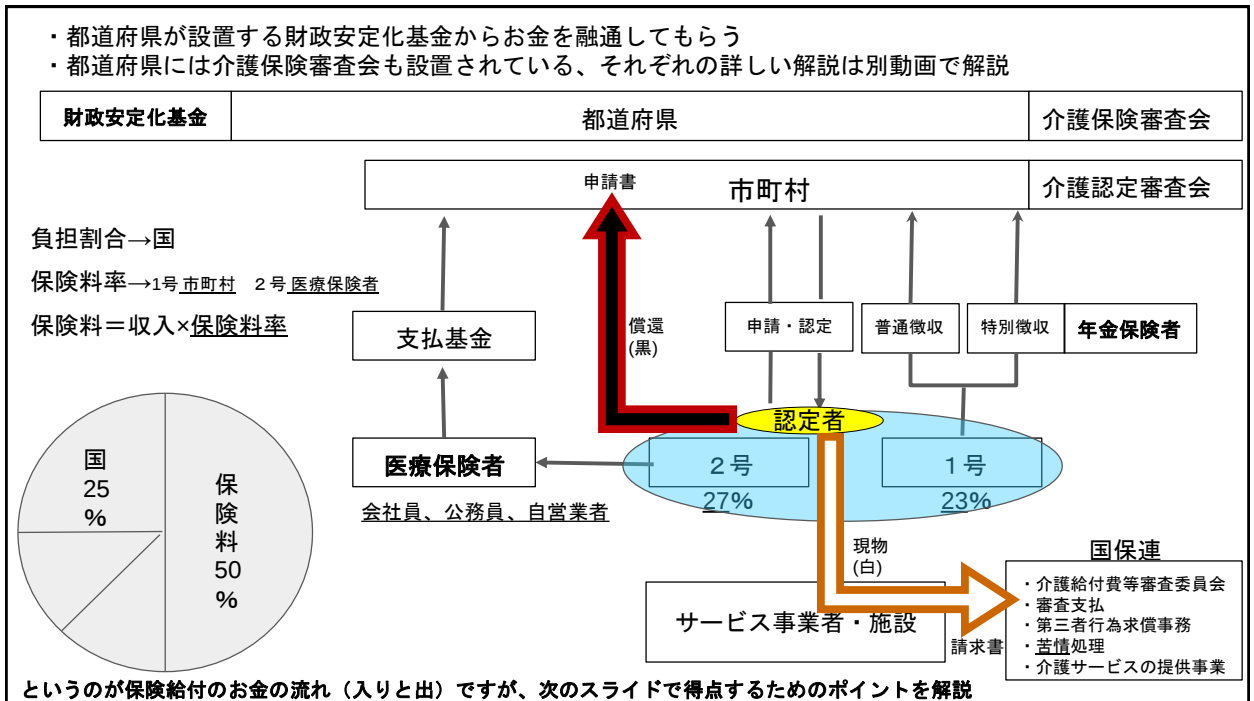
5

- ・3つ目の黄色い○に認定された人が保険で介護サービスを受け方の場合、2つの方式がある
- ・現物給付は事業者・施設から介護を受けた時に利用者負担を支払う方式（事業者・施設が国保連へ請求）
- ・償還払いは全額一度支払ってから市町村に申請をして返金を求める方式
- ・白ルート・黒ルートでかかった費用は特別会計から支払われる
- ・どういうときに白ルート・黒ルートになるのか、介護サービスの種類については別動画で解説

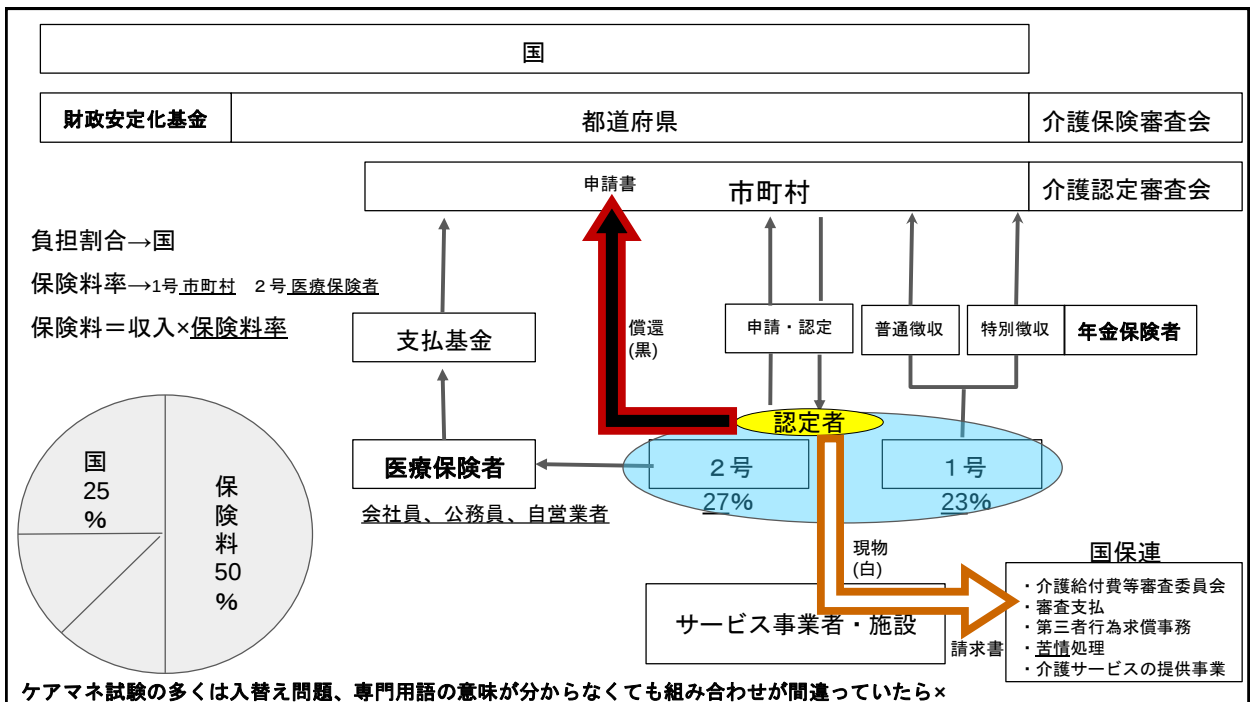


特別会計のお金が足りなくなったらどうするか？を解説

6



7



8

問題 11 介護給付に要する費用に係る公費負担について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 国の負担割合は、12.5 %である。
- 2 国の負担は、定率の負担金と調整交付金からなる。
- 3 調整交付金の交付については、市町村の第1号被保険者の所得の分布状況も考慮する。
- 4 都道府県の負担割合は、市町村の財政状況に応じて異なる。
- 5 市町村の負担分は、一般会計において負担する。

9

9

問題 11 介護保険料について正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 普通徴収による第1号被保険者の保険料については、その配偶者に連帯納付義務がある。
- 2 第1号被保険者の保険料に係る特別徴収は、社会保険診療報酬支払基金が行う。
- 3 国民健康保険に加入する第2号被保険者の保険料は、都道府県が徴収する。
- 4 所得段階別定額保険料の所得区分は原則として9段階であるが、市町村の条例でさらに細分化することができる。
- 5 第2号被保険者負担率は、市町村が条例で定める。

10

10

問題 12 介護給付及び予防給付に要する費用について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 国の負担分は、すべての市町村について同率である。
- 2 費用の総額は、公費と保険料によりそれぞれ50%ずつ賄われる。
- 3 市町村の一般会計における負担分は、すべての市町村において同率である。
- 4 第2号被保険者の保険料負担分は、各医療保険者から各市町村に交付される。
- 5 保険料負担分の総額は、すべての市町村に係る第1号被保険者と第2号被保険者のそれぞれの見込数の総数の割合で按分される。

11

11

問題 3 介護保険法に定める医療保険者又は年金保険者の責務又は事務について正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 医療保険者が、介護給付費・地域支援事業支援納付金を納付すること
- 2 医療保険者が、特定疾病の基準を定めるための助言を行うこと
- 3 医療保険者が、介護保険事業が健全かつ円滑に行われるよう協力すること
- 4 年金保険者が、第2号被保険者の保険料の特別徴収を行うこと
- 5 年金保険者が、介護保険事業に要する費用の一部を補助すること

12

12

問題 11 社会保険診療報酬支払基金の介護保険関係業務について正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 市町村に対し介護給付費交付金を交付する。
- 2 介護保険財政の収入不足が生じた市町村に不足額を交付する。
- 3 医療保険者から介護給付費・地域支援事業支援納付金を徴収する。
- 4 介護保険サービスに関する苦情への対応を行う。
- 5 業務の一部を年金保険者に委託することができる。

13

13

問題 15 介護保険法で定める国民健康保険団体連合会が行う業務として正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 第1号被保険者の保険料の特別徴収事務
- 2 居宅介護サービス計画費の請求に関する審査
- 3 第三者行為求償事務
- 4 財政安定化基金の運営
- 5 介護保険施設の運営

14

14